

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	人的被害の状況把握
検 証 項 目	人的被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、消防法（救急業務）
執 行 主 体	国（消防、警察） 都道府県（自治事務） 市町村（自治事務）
財 源	自主財源
概 要	<p>災害発生時には、迅速かつ確かな救出・救助活動を行うために、早急かつ正確な人的被害状況の把握が必要となる。</p> <p>警察・消防等により、人的被害状況が把握され、その集計値が公表されたが、地元警察・消防の被災、交通の途絶・渋滞などが要因となり、正確に人的被害を把握するには時間を要した。</p> <p>また、災害発生後の疾病による死者を、災害関連死と認定すべきかどうか、その基準が問題となった。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 消防庁は、被災市町の各本部における人的被害状況を把握した。[『消防白書(平成7年)』消防庁,p9] 厚生省は、平成7年12月3日、平成7年1月から6月までの間に市区町村に届けられた死亡届及び死亡診断書を基に作成された人口動態調査死亡票に「震災による死亡」と記載された5,488人の傷害発生場所(市区町村)別死因別の集計値を公表した。[『人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況』厚生省大臣官房統計情報部,p1]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 警察庁のまとめた死者数(震災関連死を含まず)は、5,502人である。[『阪神・淡路大震災誌』(財)消防協会,p53] 消防庁の発表によると、震災による死者数は、災害発生後の疾病による死者(震災関連死)を含め、6,433人にのぼった。[『阪神・淡路大震災について(107報)』消防庁] 厚生省の調査によると、平成7年1~6月の死亡届及び死亡診断書を基に作成された人口動態調査死亡票に「震災による死亡」と記載されたもの(外国人を含む)は、計5,488人となっている。[厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況』(1995),p1]</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 1/28、警察官及び自衛官約15,000人体制で、9警察署管内(東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮)の被災地域において、行方不明者の一斉捜索を実施し、6名の遺体を発見収容した。[『大震災に学ぶ-阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書-(第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部,p65]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 (死者数の発表については、国の成果を参照)</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 (川西市) 財政部は調査活動班を担当。1月17日、2人1組32班64人体制で、現地調査を実施。各戸訪問し、物的・人的被害の状況を調査した。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録』川西市, p21~22] 「震災関連死」の認定基準が明確でなかったため、神戸、尼崎、西宮など6市では認定のための委員会等が設置され、医師・弁護士などによる判定が行われた。[『阪神・淡路大震災-兵庫県の1年の記録』兵庫県, p162]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 (死者数の発表については、国の成果を参照) 神戸市内の死亡者3,889人の死体検案書の分析によると、閉じ込めによる死者13人、精神的ショック</p>

	クおよび心因反応（摂食不良）による死者28人、火災による死者579人と報告されている。また、病院における酸素停止による死者2人も報告されている。[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部,p19-20]
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に係る初期救助医療実態調査班（杉本侃代表）は、人的被害の実態を把握するために、阪神・淡路大震災時に搬送された患者のカルテの調査を厚生省の委託事業により実施した。[『阪神・淡路大震災に係る初期救助医療実態調査班研究報告書』(代表 杉本侃)]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>1990～94年の過去5年間に於ける1～3月の3カ月間の死亡率の統計解析から得られた震災後関連死亡数は1048～539名（平均794名）との指摘がある。（日本住宅会議編『1996年版 住宅白書 阪神・淡路大震災とすまい』）</p> <p>地震翌日から1996年12月27日までの約2年間に監察医が検死した震災に関連した死者（孤独死を含む、神戸市内の死者）は、280人との指摘もある。（上野易弘「震災死と孤独死-阪神・淡路大震災の高齢被災者-」『長寿社会研究所・家庭問題研究所 研究年報』Vol.2（財）兵庫県長寿社会研究機構(1997/3),p.14）</p> <p>兵庫県下における人口動態比較より、震災の2次被害の犠牲数を1,617人程度と推計するものもある。（小林博「阪神大震災の“二次災害”被害者」『神戸大学発達科学部研究紀要 Vol.3, No.1』）</p>	
課題の整理	
<p>人的被害状況把握・調査に必要となる人員の確保</p> <p>震災関連死の認定基準</p>	
今後の考え方など	
<p>地域防災計画等に基づいた都道府県、市町村、国その他防災関係機関が緊密な連携を図ることによって、情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、その情報に基づいて適切な措置を講じることができるよう、都道府県や市町村に対して助言を継続する。（消防庁）</p> <p>○震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。（神戸市）</p> <p>地域防災計画に基づき、市本部と担当機関の連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら情報の収集・伝達に努める。（尼崎市）</p>	